

「貸切バス利用促進事業補助金」QA

Q1. 県立学校等の利用は「自治体の利用」に該当しませんか？

A1. 貸切バスを利用する学校の行事が全額自治体の費用で支弁されているものについては、対象外とします。

Q2. バス事業者と旅行事業者との間の手数料の取扱いはどうすればよいですか。

A2. 事業者間で調整のうえ決定してください。なお、手数料は本補助金の算定基礎とはしません。